

文京区男女平等参画推進会議運営要綱

3 文厚女発第630号	平成 4年	3月16日	区長決定
6 文厚女発第155号	平成 6年	4月 1日	改正
9 文厚女発第619号	平成10年	4月 1日	改正
11 文厚女発第497号	平成12年	2月 1日	改正
13 文区女 第273号	平成13年	12月21日	改正
13 文区女 第379号	平成14年	3月28日	改正
17 文区男 第320号	平成18年	3月10日	改正
18 文男男 第 11号	平成18年	4月 1日	改正
21 文男男 第 6号	平成21年	4月 1日	改正
24 文男男 第248号	平成24年	10月 1日	改正
25 文男男 第249号	平成25年	10月 7日	改正
28 文総総 第 2号	平成28年	4月 1日	改正
2025 文総総 第2069号	令和8年	3月23日	改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第14条に規定する文京区男女平等参画推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 会議は、次に掲げる者の中から区長が委嘱する委員16人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 8人以内
- (3) 区民 4人以内

2 前項第3号に規定する委員は、公募によるものとし、別に定めるところにより選考する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、1回に限り再任することができる。ただし、前条第1項第1号及び第2号に規定する委員については、この限りでない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、第2条第1項第1号に規定する委員のうちから、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者及び区職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

4 会議は、原則これを公開とする。ただし、会長が必要があると認められた場合は、非公開とすることができる。

(部会)

第6条 会議の効率的運営を図るため、必要に応じて指定する事項を検討する部会（以下

「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会長は、会長をもって充てる。
- 3 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 4 部会は、原則これを公開とする。ただし、会長が必要であると認めた場合は、非公開とすることができる。

(幹事)

第7条 会議及び部会に幹事を置く。

- 2 幹事は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、会議及び部会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 会議及び部会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(協議会)

第9条 会議は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項に規定する協議会として位置付けるものとする。

(その他)

第10条 会議及び部会の運営その他この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱による改正後の文京区男女平等参画推進会議設置要綱の規定による委員の公募その他の必要な準備については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱による改正後の文京区男女平等参画推進会議設置要綱の規定による委員の公募その他の必要な準備については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の文京区男女平等参画推進会議設置要綱第3条の規定により委嘱された委員のうち、前項の施行の日（以下「施行日」という。）前から施行日以後に引き続く者については、改正後の文京区男女平等参画推進会議運営要綱第2条の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、なお従前の例による。

(委員に関する特例)

- 3 施行日以後平成26年3月31日までの間に委嘱された委員の任期については、第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。